

一九二〇年代珠江デルタの郷村社会と宗族  
——大元帥府・広州国民政府の民団政策と民団からみる——  
宮内 肇

本稿は1920年代の大元帥府・広州国民政府期に実施された民団政策と、それにより組織された民団の実態解明を通して、近代広東の珠江デルタの郷村社会における特質を考えるものである。

1923年に開始された民団政策は、北伐の開始に先立ち、悪化した郷村社会の治安を維持すべく、行政区画ごとに武装した自衛組織である民団を組織するものであった。その基本法となった「全省民団条例」は、各民団を政府のもとに統合する従属的な枠組みを定める一方で、民団を郷村の代表によって組織するという自主性を定めたものであった。自主性を認めた背景には、民団政策の立案以前から、各地で地域のエリートを中心に民間による自衛組織の設立風潮があり、政府はこうした風潮を取り込み制度化することにより省内の統治を進めようとした。

しかし、実態としての民団は、宗族を基盤に設立され、それにより、郷村の自衛よりも自らの宗族の保護やその影響力を拡大する意図が強かった。結果、民団を統率しようとする政府とそれに反発する宗族の対立が見られた。つまり、政策としての民団と実態としての民団との間には齟齬が存在しており、政府は郷村社会に対して統治権力を確立できていなかった。ただ、宗族結合の存在があったからこそ民団が組織され、悪化する郷村社会の治安を維持できたのである。

この宗族結合の強さは、民団政策と同時期に展開された中国共産党による従来の支配階層に対抗した農民運動をも凌駕していく。宗族内で農民協会を組織する事例は数多く見られたが、その多くは郷村社会、あるいは宗族結合に大きな影響を与えることはなかった。辛亥革命後の混乱の中で、郷村社会の治安悪化に対応し生命財産を維持できたのは、従来の経験と組織、さらにそれを維持する経済力を有していた宗族以外には存在しなかったのである。伝統的な宗族結合は、1920年代の珠江デルタにおける社会の安定に欠かすことのできない存在であった。